

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌エルプラザ公共施設情報システム更改業務
発 注 課	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	東日本電信電話株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌エルプラザ公共4施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）では、多岐にわたる各種業務を円滑に運営するため、複数のシステムで構成されている「札幌エルプラザ公共施設情報システム」を構築し、その利用により業務の効率化を図っている。</p> <p>本システムは施設職員だけではなく、施設利用者が日常的にホームページを通じて団体登録や貸室予約等で使用しており、今回の更改作業を確実かつ期限内に実施できなければ施設職員及び利用者に混乱を与え、施設運営に重大な影響を及ぼしかねないため、高い安定性と確実性が求められる。</p> <p>東日本電信電話株式会社は、札幌エルプラザ公共施設情報システムを構築し、これまでの度重なる改修や長年の運営保守を受託しており、本システム全体構造を正確かつ総合的に理解し十分に熟知しているため、本業務を本システムの安全性、安定稼働を損なわないよう作業できるのは当事業者以外にいない。</p> <p>以上のことから、当事業者を相手方として随意契約を行う。 (随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-(エ)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項(100万円超のとき)</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号